

平成 24年 9月 18日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

交際費等の範囲から除かれる飲食等

－5,000円基準の飲食費等－

交際費等として支出している飲食費のうち、飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」という)の費用として社外飲食に限り1人当たり5,000円以下のものを、一定の要件のもとで一律に交際費等の範囲から除外するというものです。

したがって、従来から交際費等に該当しないこととされている会議費等(会議に関連しての、茶菓弁当その他これらに類する飲食物を供与するため通常要する費用など)については、1人当たり5,000円超であっても、その費用が通常要する範囲のものであれば交際費等とは区別されます。

〔1〕5,000円基準適用に際しての書類の保存要件(一定の要件)

交際費等の範囲から「1人当たり5,000円以下の飲食費」を除外する要件として、次に掲げる事項を記載した書類を必ず保存する必要があります。

- イ) その飲食等のあった年月日
- ロ) その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等氏名又は名称及びその関係(多数の場合は主な方)
- ハ) その飲食等に参加した方の人数
- ニ) その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地

〔2〕1人当たり5,000円以下の飲食費の判定

- ①[飲食等のために要する費用として支出する金額]÷[飲食等に参加した者の数]
＝1人当たりの金額(1人当たり5,000円を超えた場合は全額が交際費になります。)
- ②一次会と二次会など連続して飲食等が行われた場合において、それが全く別の飲食店等を利用している時は、それぞれの行為に係る飲食費ごとに判定。
- ③パーティー等を共同開催した場合の分担金又は負担金について、法人側に費用の総額の通知がなく、かつ飲食等に要する1人当たりの費用の金額がおおむね5,000円程度に納まると想定される場合には、分担又は負担した金額をもって判定しても良い。
- ④会社が採用している消費税の計算が、税込み方式である場合は消費税を含んだところで判定し、消費税抜きで処理している場合は消費税を含まないところで判定。

〔3〕その他飲食等に含まれる行為

- ①得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、「弁当の差入れ」後相応の時間内に飲食されることが前提で、単なる贈答とは区別されるもの。
- ②A飲食店での飲食後、そのA飲食店で提供されている飲食物の持ち帰りにおける「お土産代」は飲食等のために要する費用と考えます。